【 卒業の認定方針 】 大分県歯科技術専門学校

卒業に必要な単位を習得し、学則第6章第13条・14条の条件を満たす者に、校長は 課程修了の認定を行い、卒業証書、並びに専門士の称号を授与させることとする。 習得する能力

- ・歯科衛生士及び歯科技工士に必要な知識技能
- ・歯科医療に貢献できる者としての責務の自覚
- ・医療人としての向上心、優しさ、思いやりある人間力
- ・多職種連携の医療チームの一員として、多職種間の協働、連携促進のためのコミュニケーション力
- ・先進技術への積極的な取り組みの姿勢

備考

- 第13条 第10条に規定してある科目を履修し、定められた単位を修得した者 については、進級または卒業を認める。
- 第14条 第6条に規定する期間在校し、所定の科目に合格した者には、卒業証書を授与する。
- 2 前項により歯科衛生科及び歯科技工科を修了した者には、専門士(医療専門課程) の称号を授与する。